



仙台高等裁判所		
受付		
5. 7. 21		
()	前 午後	時 分
第	号	

令和5年(ネ才)第21号 上告提起事件

上告人 伊東達也 外1338名




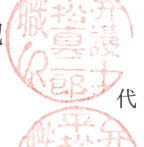
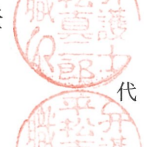


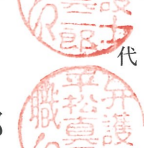

被上告人 国

上告理由書

2023(令和5)年7月21日

最高裁判所 御中

上告人ら訴訟代理人

- 弁護士 小野 寺 利 孝  代
- 弁護士 広 田 次 男  代
- 弁護士 鈴 木 堯 博  代
- 弁護士 米 倉 勉  代
- 弁護士 渡 辺 淑 彦  代
- (本件連絡担当 電話：0246-68-8700)
- 弁護士 坂 田 洋 介  代
- 弁護士 市 野 綾 子  代
- 弁護士 吉 田 悌 一 郎  代
- 弁護士 平 松 真 二 郎  代
外

目 次

【添付資料について】	3
【表記について】	4
【上告の趣旨について】	4
第1 はじめに.....	5
第2 理由要旨.....	6
第3 裁判官の独立（憲法76条）、適正手続（憲法13条、31条）及び裁判を受ける権利（憲法32条）の侵害.....	7
1 原判決について	7
2 2022（令和4）年6月17日最高裁判決の存在.....	11
3 裁判官の独立、適正手続及び裁判を受ける権利の侵害	13
4 被害救済への影響.....	14
第4 各種人権の侵害（憲法違反、民事訴訟法312条1項）	17
1 本件原発事故は憲法の定める各種重要な人権を侵害していること	17
2 故郷の損傷について	18
3 被侵害利益の重要性.....	20
4 幸福追求権（憲法13条）・生存権（同25条）・居住移転の自由（同22条）・財産権（同29条）の侵害.....	22
5 平和的生存権（憲法前文）	27
6 教育を受ける権利（憲法26条）	29
7 平等原則違反.....	31
第5 理由不備（終期を冷温停止宣言時期としたことについての理由不備）	34
1 損害認定に関する原判決の内容	34
2 損害の終期に関する理由説明の不備.....	36
第6 国の悪質性と憲法17条違反.....	37
1 一部請求.....	37

2 国の悪質性.....	37
3 我妻榮教授の見解.....	39
4 憲法17条違反.....	40

【添付資料について】

本書面に別添資料として、以下の意見書を添付する。

別添資料1 日本環境会議研究者意見書

意見書(1)「3.10 仙台高裁判決と 6.17 最高裁判決の問題点—論理破綻した仙台高裁判決とその元凶としての最高裁判決多数意見—」 吉村良一
(立命館大学名誉教授)

意見書(2)「原発の規制監督権限不行使による国家賠償責任」 下山憲治(早稲田大学教授)

意見書(3)「最高裁判所の越権行為とそれに基づく仙台高裁判決の民事手続上の違反」 長島光一(帝京大学専任講師)

意見書(4)「いわき市民の被害実態と被害に付随した国の責任」 関礼子(立教大学教授)

意見書(5)「原子力損害賠償の問題点と被害回復に向けた国の責任」 除本理史(大阪公立大学教授)

意見書(6)「司法は社会的監視機能を自覚せよ」 長谷川公一(尚絅学院大学特任教授・東北大学名誉教授)

意見書(7)「6.17 最高裁判決がもたらした原子力政策の転換」 大島堅一(龍谷大学教授)

別添資料2 樋口英明「東京電力福島第一原子力発電所事故損害賠償請求訴訟に関する意見書」

別添資料3 丸山重威「『司法の在り方』も問うマスメディアの6.17最高裁判決批判」

【表記について】

本件の上告人らを「一審原告ら」、被上告人を「国」、本件と同種事案である千葉第1陣訴訟に関する最高裁第二小法廷令和4年6月17日判決を「6.17最高裁判決」という。

別添資料の意見書の引用頁は、各意見書ごとの頁である。

【上告の趣旨について】

上告状における請求の趣旨について、「国は、上告人らに、相当額を支払え」との記載をしたが、訴訟物の価額及び貼用印紙額の計算書記載のとおり、上告提起において請求する金額は、一部認容された一審原告については原判決の認容額に一律1万円を加えた金額、全部棄却された一審原告については一律1万円としたものである。

言うまでもなく、この請求金額は、一審原告らの損害賠償請求における一部請求である。一審原告らは、東京電力ホールディング株式会社（以下「東電」）に対し、上告を行わなかったが、これは、原判決において認定された損害額に満足したからではない。また、上記の一律1万円も、原判決の認容額から1万円を加えた金額が適正であるとするものではない。あくまで、訴訟期間や上告人らの年齢などに鑑み、一部の賠償でも早期救済を図る必要があったからである。

第1 はじめに

我が国の歴史を振り返れば、「国策民営」の政策のもと、国により積極的に推し進められてきたのが原子力産業であった。巨大な原発マネーを背景に、「原子カムラ」が形成され、官民の癒着構造がそこには厳然として存在した。このような癒着構造の結果形成されてきたのが、いわゆる「安全神話」であり、そのぬるま湯の中で、東電は原子力事業者として万が一にも過酷事故を生じさせてはならないという基本姿勢を忘れ、また、国も、その監視機能を失い、今回の東京電力福島第一原子力発電所の事故（以下「本件原発事故」）が生じたのである。

ところが、原判決は、東電と国の責任を厳しく断罪しながらも、結論として、法的には極めて奇異とも言える論理により、国の責任を否定した。

「国策民営」「原子カムラ」「安全神話」の中で生じたのが本件原発事故であったのであるから、当然、誰の目にも、国と東電とは「連帯責任」を負うはずであったが、原判決は、結論としては、国の法的責任を否定したのである。実際には、高裁裁判官としては、6. 17最高裁判決を不合理と思いながらも、忖度せざるを得なかったのであろう。

しかし、憲法上、司法権の独立（憲法76条）や適正手続（同31条等）を考えても、このような「忖度」は許されてはならない。また、このような忖度は、本件原発事故がもたらした被害（憲法上の各種人権の侵害）に目を閉ざすことに繋がるものである。

原発の過酷事故は、周辺住民に長期の強制避難を強いたばかりか、強制避難区域の内外を問わず、甚大・広汎・継続・多様な被害をもたらした。このように本件原発事故による被害の救済は、到底金銭賠償のみでは達成できない。すなわち、原発事故被害は、国が、原子力事業者に、賠償原資となるお金を「援助」しただけでは救済されるような種類の被害ではないのである。原発事故は、金銭賠償のみでは補填できない「絶対的損害」を生じさせる事故なのである。この「絶対的損害」を少しでも回復するには、東電による金銭賠償だけでは不十分であり、国に

よる積極的支援策・救済策が必要なのである。

「国策民営」事業の一方当事者である国に法的責任があることを認めさせなければ、国による支援策や救済策は、単に国からの「施し」程度の意味しか持たない。国に法的責任を認めなければ、国がどの程度の支援策を採るかは、国の「義務」ではなく、単に「裁量的判断」となってしまうのである。

国が賠償金を援助すれば足りるであろうという考えは、原子力被害の実相に対する誤った理解である。今回の原発事故被害は、到底、金銭賠償だけでは回復不可能な実に様々な被害を生じさせた。被害者の救済のためには、原子力事業者という一私企業が支払える範囲を超える被害については国が責任を持つばかりでなく、金銭賠償だけでは到底救済できない被害についても、国が責任を負うことも法律に明記しなければならないはずであった。原子力賠償法の答申にあたり、我妻榮東京大学名誉教授が、国として、原子力という未知のエネルギーを推進するとの方針を採用するなら、いざ、過酷事故が生じた場合、国が被害者救済のために責任を負うとの覚悟を求めたのも当然のことであった。

最高裁自身が、6.17最高裁判決の多数意見を自省し、国の責任を認めるという姿勢へと改心しなければ、原子力の被災者に、金銭賠償だけでは絶対に補填できない損害が生じているのに、「金を援助すればいいだろう」との誤った姿勢が続いてしまうことになる。国の責任が認められなければ、原発被害を巡る様々な支援策・救済策を、国に対し求めることが困難となり、福島県を中心とする住民の基本的人権は侵害され続けたままとなろう。このように、国の責任を認めないことは、原子力被害を受けた住民の人権救済を放置することになり、人権の最後の砦である司法の役割の放棄となるであろう。

第2 理由要旨

本理由書では、原判決の次の判断は、以下の各憲法の規定に違反することを論ずる。

- ① 原判決が、本件原発事故にかかる国の重大な義務違反を認めながら、結論において国の法的責任を否定したことは、裁判官の独立（憲法76条3項）、適正手続（憲法13条、31条）及び裁判を受ける権利（憲法32条）を侵害すること。
- ② 原判決が、本件原発事故による被侵害利益（身体権に接続した平穩生活権、包括的生活利益としての平穩生活権）の侵害を認定せず、損害の継続期間及び損害額を極めて低廉な認定にとどめたことは、同権利・利益の根拠となる憲法13条、身体権、精神的自由権、居住・移転の自由（憲法22条）、財産権（憲法29条）、教育を受ける権利（憲法26条）に違反すること。また、平和的生存権（憲法前文）に違反すること。
- ③ 原判決が、自主的避難等対象区域と強制的避難指示区域とを区別して、損害の継続期間及び損害額に大きな差をもうけて認定したことは、平等原則（憲法14条）に違反すること。
- ④ 原判決が、客観証拠から明らかな事実と乖離した理由により損害の継続期間を認定したことは、理由不備（民事訴訟法312条2項6号）となること。
- ⑤ 原判決が、国の法的責任を否定したことは、行政権の不適切な行使から被害者を保護する憲法17条に違反すること。

第3 裁判官の独立（憲法76条）、適正手続（憲法13条、31条）及び裁判を受ける権利（憲法32条）の侵害

1 原判決について

(1) 重大な義務違反と相当程度高い結果回避可能性を認めながら国の法的責任を否定

原判決は、津波による浸水の予見可能性について、「(経済産業大臣は)平成14年末までには、福島第一原発の敷地高を越える……津波を想定することは十分に可能であった」とする(原判決17頁～18頁)。そして、「経済産

業大臣が規制権限を行使しなかった不作為は、その規制権限を定めた法令の趣旨、目的や、その権限の性質等からみると、・・・極めて重大な義務違反であることは明らかである」（原判決25頁）とし、「長期評価公表以降、経済産業大臣が適時適切に規制権限を行使していれば、本件津波によって福島第一原発が炉心溶融を起こして水素爆発するなどという重大事故が起きなかった可能性は相当程度高かったと認められるのであり、安全対策を講じさせるべき規制権限の行使を8年にわたり怠った国の責任も重大である」（原判決26頁）とした。

ここまでは、上告人らの主張がほぼ採用されたと言って良い。

ところが、原判決は、「津波の想定や想定される津波に対する防護措置について幅のある可能性があり、とられる防護措置の内容によっては、必ず本件津波に対して施設の浸水を防ぐことができ、全電源を失って炉心溶融を起こす重大事故を防ぐことができたはずであると断定することまではできない」として、国の責任を結論としては否定してしまったのである（原判決28頁）。

(2) 原判決の判例違反

原判決は、従前の規制権限不行使による国家賠償責任についての判例を踏まえて、規制権限根拠規定の趣旨目的を明らかにし、国には重大な義務違反があったと断じたが、権限を行使したとしても講じられたであろう措置には「幅」があり、本件事故が「必ず」防げたとまでは「断定」できないとし、一転して、国の責任を否定してしまったのである。

原判決の言うような「必ず防げたと断定できないから責任がない」という考え方が、仮に、不法行為における違法性判断に関するものだとすれば、あまりに奇異である。このような「必ず……断定できない」という要件は、これまでの最高裁判決の枠組み、すなわち、筑豊じん肺、関西水俣、泉南アスベスト、建設アスベスト等の各訴訟の判断枠組みには見られない要件であり、従前の規制権限不行使における判例にも反するものである。

また、仮に、これが、権限不行使と被害との「因果関係」に関する判断だと

しても、同様に奇異な判断である。本来、「訴訟上の因果関係の立証は、一点の疑義も許されない自然科学的証明ではなく、経験則に照らして全証拠を総合検討し、特定の事実が特定の結果発生を将来した関係を是認しうる高度の蓋然性を証明することであり、その判定は、通常人が疑を差し挟まない程度に真実性の確信を持ちうるものであることを必要とし、かつ、それで足りるものである」とされている（いわゆるルンバール事件最高裁判決（最判昭 50・10・24 民集 29・9・1417)）。ここでいう高度の蓋然性とは、十中八、九そうなのであろうと言うことでよいとされている。

それにも関わらず、原判決は「必ず防げたと断定できない」ので責任がないと判断している。そうすると、「防げなかった可能性がない、100%防げた」ことが一番原告らにより立証されなければ、国は責任を負わないという意味になるが、これは因果関係の証明における従前の判例とは相容れない考え方である。ルンバール事件最高裁判決が言う「高度の蓋然性」は、「一点の疑義も許されない」ことまでをも要求するものではないからである。

さらに、加えて、本件で問題になっているのは、規制権限を適時かつ適切に行使しておれば事故が防げたかどうかである。そこでは、「権限を行使しておれば……」という仮定的な判断が行われる。このような仮定的判断において高度の蓋然性の証明をすることが必要か、そもそも、そのような証明が可能かも疑問がある。ルンバール事件は、ルンバールという医師の治療行為が患者の被害の原因かどうか問題となった作為不法行為であるのに対し、本件原発事故のような不作為不法行為では、当該事情のもとで「(作為義務に基づき)行われるべきだった作為」の内容を特定し、これが行われたと仮定した上で、その後の結果を想定するという仮定的判断が避けられない。このような場合に「高度の蓋然性」の証明を原告に求めることは、原告に不可能を強いることになりかねない。この点につき、肝がん見落とし事件最高裁判決（最判平 11・2・25 民集 53・2・235）の調査官解説は、「不作為の不法行為の場合につき、身体に対する

物理的な侵襲行為があり因果関係が周辺事情を交えていわば目に見える場合についてと同じ『心証』を必要とすべきものとする、不可能を強いるとまではあえていわないにせよ、明らかに限界の存在する事項を要求することになり、結果において、因果関係の存在について立証責任を負う原告側に不利益な帰結を招く可能性が高い」と述べている（八木一洋「最高裁判所判例解説平成11年度版民事篇」〔7〕事件144頁）（以上、別添資料1意見書（1）吉村意見書3頁）。

（4）原子力安全行政を否定

原判決の「重大事故が起きなかった相当程度高い可能性があるのに、それをしなかったことに違法性はない」という判断は、論理的には、次のいずれかの帰結をもたらす。

一つの帰結は、原子力安全行政は、本来、本件のような重大事故が「万が一」にも起こらないようにすべきものであるところ¹、原判決の言うように、権限を行使しても事故が防げない可能性が残るということは、権限を行使しても重大事故を防げないにもかかわらず、漫然と原子力発電所を設置し稼働させていることを意味する。これは、現在の原子力安全行政のあり方には限界ないし重大な弱点があることを示しているのであり、このように考えれば、最終的には、原発の稼働をやめるべきであるという考え方に帰着することになる。

もう一つの考え得る帰結は、必ず事故が起こらないとは「断定できない」点で原子力行政には問題があるが、その結果として被害が発生したとしても仕方がない、誰も責任を負わない、せいぜい発生した被害を原賠法に基づく無過失

¹ 伊方原発差止訴訟最高裁判決（平4・10・29民集46・7・1174）は、原子炉等の規制は、「原子炉施設の安全性が確保されないときは、当該原子炉施設の従業員やその周辺住民等の生命、身体に重大な危害を及ぼし、周辺の環境を放射能によって汚染するなど、深刻な災害を引き起こすおそれがあることにかんがみ、右災害が万が一にも起こらないようにするため」おこなうものとしている。

福井地裁大飯原発運転差止め訴訟判決（H26・5・21判時2228・72）は、「かような事態を招く具体的危険性が万が一でもあれば、その差止めが認められるのは当然である」としている。

責任として事業者が賠償し、国がそれを支援すればそれで良いという考え方である。しかし、原賠法に基づく賠償でことが足りるとするのは、被害の実態からするとあまりにもかけ離れている。もし仮に、原発の利用を続けるという選択をするのであれば、少なくとも重大な事故が発生しないように万全の措置を取った原子力安全行政が求められる。そのことに対して、「いやもうそれは出来ないんだ」と言うことは大変重大な問題であり、本件原発事故のような事態を二度と繰り返さないという立場からすれば、到底容認できないものである。

原判決の論旨は、このような原子力安全行政の否定につながる問題を提示していることになる（別添資料1意見書（1）吉村意見書4頁～5頁）。

2 2022（令和4）年6月17日最高裁判決の存在

（1）6. 17最高裁判決の誤り

上記のとおり原判決が論理的な破綻を抱えながらも国の法的責任を否定する結論を導いた背景には、本件原発事故にかかる別件訴訟の2022（令和4）年6月17日最高裁判決（6. 17最高裁判決）の影響があったものと考えられる。

しかしながら、6. 17最高裁判決には、以下のとおり、速やかに是正されるべき誤りがある（詳細は、本件の上告受理申立理由書に譲る。）。

6. 17最高裁判決では、①当該被害発生が予見可能であったかどうかの判断、及び②国等にはどんな権限があったか（権限行使の有無には裁量があるという議論もあるが、重大かつ深刻な被害の場合、その権限は「適時かつ適切に」行使されるべきとするのが、従前の判例学説の大勢であった）の判断を示さずに、（高裁までの事実認定や判断を軽視ないし無視して）回避措置を南東側の防潮堤に絞り、かつ、それが設けられていても、被水を防げなかった「相当の可能性」があるとして責任を否定してしまった。

このように、6. 17最高裁判決は、国の規制権限不行使が違法なものであったかどうかについては、明確な判断を示していない。ここに最も重大な欠陥

がある。結果回避が可能であったかどうかという判断が（同判決の草野補足意見の言うように）因果関係に関わるものだとしても、これでは、因果関係の起点である違法と判断される不作為は何か明確にならない結果、その判断は、曖昧なものとなってしまふ。加えて、防げなかった「相当の可能性」があるので責任を認めないという考え方は、防げたことについての高度の蓋然性の証明を要求しているかのようなようであるが、本件原発事故のような不作為不法行為の場合には、「かりに、そのような措置を講じておれば」という仮定的な判断が求められており、そこに「高度の蓋然性」を求めることには疑問もある（以上、別添資料1意見書（1）吉村意見書8頁～9頁）。

（2）公正性への疑問

この6. 17最高裁多数意見を書いた菅野博之裁判長（退任後、2022（令和4）年8月に長島・大野・常松法律事務所顧問に就任）、草野耕一裁判官（最高裁判事となる前まで15年間、西村あさひ法律事務所元共同経営者）、及び岡村和美裁判官（長島・大野法律事務所所属の弁護士の経歴がある）のいずれもが、東電と関わりの深い、大手弁護士事務所とそれぞれ深い関係をもっていることが明らかにされている（別添資料1意見書（6）長谷川意見書2頁～3頁、後藤秀典「『国に責任はない』原発国賠訴訟・最高裁判決は誰がつくったか」『経済』2023年5月号）。

国と東電が利害を一致させる中、その東電からの依頼を受けている法律事務所が、国策について最終的な裁判をしなければならない最高裁裁判官の出身母体であり、かつ退官後の就職先にもなっているという構造が作り上げられている。ただ一人、反対意見を書いた三浦裁判官だけがその構造の中にいなかったということになる。

最高裁は、常々、下級審の裁判官に対して「常に公平らしくあれ」と言いながら、最高裁を含め42年間も裁判所にいた人物が、退官直後に、最も公平らしさを損なう行動をとっていることから、最高裁ではこのようなことが常態化

しているのではないかとの疑念さえ持たれるのである（別添資料2樋口意見書17頁～18頁）。

これは、最高裁判事の独立性を根幹から疑わしめるものであって、本件原発事故は仕方がなかったと読めてしまうような6. 17最高裁判決の内容の公正にまで疑義をもたらしている。

最高裁については既に、田中耕太郎長官時代の米大使との協議、癒着と対応、団藤重光裁判官に対する長官の「圧力」などが明らかになっている。これらは、「過去の事件」で明らかになったものだが、上記の人事にかかる事態は、現在進行形の焦眉の問題に関するものである（別添資料3丸山意見書14頁）。

6. 17最高裁判決は、その中で生み出された判決であり、その内容の公正さに疑問を抱かざるを得ない。

(3) 社会一般の感覚からも乖離している

6. 17最高裁判決を受けて、新聞各社も、その結論に疑問を呈している。北海道新聞が、「原子力事故は絶対起こさないとうたって原子力政策を推進してきたのは国である。津波に弱いとわかっていた福島第一原発の津波対策の先送り続ける東電を、国は説得できないまま震災の日を迎え事故は起きた。こうした経緯と、被害者の苦境を考慮すれば、結果的に国民の生命と財産を守れなかった国への姿勢が甘い判決といわざるを得ず納得できない」と指摘するなど、多くの新聞報道においても、6. 17判決の結論に反対の見解を表明している（別添資料3丸山意見書10頁他）。こうした報道の状況は、被害者そして社会一般の感覚からみても、6. 17判決の結論が不条理なものであるものと受けとめられている事実を示すものである。

3 裁判官の独立、適正手続及び裁判を受ける権利の侵害

すべて裁判官は、その良心に従い独立してその職権を行い、憲法及び法律にのみ拘束される（憲法76条3項）。

憲法は、裁判官の職権行使の独立の原則を明らかにするとともに、裁判官の身

分保障を手厚いものとしている。他の公務員のように上命下服の関係はない。また、裁判所法81条が規定するように、本来、最高裁の司法行政の監督権は、裁判官の裁判権に影響を及ぼし、又はこれを制限することがあってはならないはずである。具体的事件に関して、最高裁の監督権の行使により、係属中の事件につき、その裁判の内容、審理の方法、事実認定、法令の解釈・適用に影響を及ぼすがごときことはもとより、確定裁判についても、その内容の当否を論ずるがごときことは、許されないはずである。

したがって、法理念上は、原判決が、原判決の正義にしたがい国の責任を認める判断をすることについては、裁判官の独立の観点から何ら問題はないはずである。

上記のとおり、6. 17最高裁判決は、理論的にも重大な誤りを抱え、かつ、社会一般の感覚からも乖離したものであることからすれば、なおさらそのように言える。しかも、国賠訴訟は、行政権の適正な行使を確保させるため、司法に与えられた役割である。

しかしながら、原判決は、その役割を放棄し、6. 17最高裁判決の結論に倣うことで、裁判官の独立（憲法76条3項）に背き、論理破綻した結論を導いた。かかる過程で出された原判決は、適正手続（憲法13条、同31条）の観点からみてもこれを侵害している。

そして、そのことにより、原判決は、原告らの適法な裁判を受ける権利（憲法32条）も侵害してしまったものである。

4 被害救済への影響

6. 17最高裁判決の補足意見で、菅野裁判長は、「国策として、法令の下で原子力発電事業が行われてきた以上、これによる大規模災害については……損失補償の考え方に準じ、国が補償の任を担うべきであり」、「これに近い仕組みとして、原子力損害の賠償に関する法律が設けられており、原子力損害については……3条において原子力事業者の無過失責任等を定めるとともに……16条以下におい

て……国が原子力事業者に対して損害賠償のために必要な援助を行うなどの定めを設けていたのである。」「原子力発電は、リスクもあるものの、エネルギー政策、科学技術振興政策等のため必要なものとして、国を挙げて推進したものであって、各電力会社は、いわばその国策に従い……発電用原子炉の設置の許可を受け、国の定める諸基準に従って原子力発電所を建設し、発電用原子炉を維持していた」と述べている（別添資料1意見書（1）吉村意見書9頁参照）。

こうした理解を6.17最高裁判決が前提としていたのだとすれば、同判決は、東電の過失責任をも否定する効果をも引き出しかねないものである。それは、無過失責任を規定する原賠法がなければ、東電の損害賠償責任までもが否定されるはずだったという意味をもつ。これはすなわち、本件原発事故による被害者への原賠法上の損害賠償は、国にも事業者にも過失のないことを前提に、政策的に実施されるものとなるから、低額に抑えられる傾向をもつことになる。

このような効果まではらむ6.17最高裁判決に倣い、原判決は、国の法的責任を否定した。それゆえに、原判決で認定された慰謝料額は、低額にとどまってしまったものと考えられる。しかし他方で、原判決は、「被告東電は、敷地の高さを超える津波が福島第一原発を襲う危険性を具体的に認識し、想定される津波による施設の浸水を防ぐ対策を検討したにもかかわらず、対策を先送りすることを決定し、何ら対策を講ずることなく、平成23年3月11日の本件事故の4日前まで、保安院にも想定される津波の試算を報告することもせず、福島第一原発の稼働を続け、対策を講じていれば相当程度高い可能性をもって防ぐことができたはずの本件事故を発生させたのである。重大な原発事故が発生することを具体的危険として認識しながら、経営上の判断を優先させ、原発事故を未然に防止すべき原子力事業者の責務を自覚せず、周辺住民の生命身体の安全や生活の基盤となる環境をないがしろにしてきたというほかない」（原判決15頁～16頁）としており、実質上、東電の過失責任を認定していると解される。そして、この東電の過失行為の悪質性を、原告らの精神的苦痛の評価にあたり考慮もしているのであ

る(原判決16頁)。このように原判決は、東電の過失の存在を前提にしながらも、東電の過失を否定する効果まではらむ6.17最高裁判決に従った点においても、矛盾しているのである。そのことにより、東電の過失行為の悪質性を慰謝料に考慮したことも、結果的にほとんど無いに等しい結果となってしまったものと考えられ、それゆえに、原判決の認容額は、いわき市民の被害の実態に到底及ばないものにとどまってしまった。

そもそも、原賠法と原子力損害賠償紛争審査会の指針による救済によって本件原発事故被害のすべてが補償され、被害の完全救済が実現したかのような認識は、大きな間違いである。

本件原発事故では、金銭による賠償では回復しない地域社会と自然の破壊という被害があるが、「復興」や被害救済において国が独自の責任を果たすことが欠かせない。国の被害救済を全うさせるには、国の公的ないし政策的責任を前提とするだけでは不十分であり、「国策民営」として原子力発電を推進し、かつ、その安全性に大きな責任と権限を有するという点での国の責任を正面から明らかにする必要がある(別添資料1意見書(4) 関意見書、同意見書(5) 除本意見書参照)。

なぜなら、原賠法16条は、「原子力事業者が第三条の規定により損害を賠償する責めに任ずべき額が賠償措置額をこえ、かつ、この法律の目的を達成するため必要があると認めるとき」に限り、国が事業者に対し、「損害を賠償するために必要な援助」をすると規定しており、国が直接的に被害者に賠償責任や義務的負担を負うのではなく、賠償責任を一義的に負う原子力事業者に対する資金「援助」を通じての間接的な支援にとどまるという構造となったことで、原子力政策における国・政府の責任や、賠償措置額を超えた場合の原子力事業者が負わなければならない責任の範囲等が、極めて曖昧なものとなっているからである。かかる国の法的責任を前提としない国の被害救済は、いわば国の自由な裁量に委ねられ、救いの手を必要としている被害者への被害救済が放置されることになってしまうことは明瞭である。

第4 各種人権の侵害（憲法違反、民事訴訟法 312 条 1 項）

1 本件原発事故は憲法の定める各種重要な人権を侵害していること

(1) 本件原発事故の被害は、極めて甚大であり、その被害の規模はきわめて広範囲にわたり、しかも非常に長期にわたり継続する被害である。また、被害の現れ方は多様である。放射性物質により被害地域住民は必然的に「心理的ストレス」を抱え、それが、社会の至る所に軋轢や分断を持ち込むという特性を有している。さらには、賠償金の格差による人々の軋轢や分断という被害も無視できない。

本件原発事故が引き起こしたこれらの様々な被害は、日本国憲法が保障する各種人権を大きく侵害してきたことを裁判所が正面から認定しなければ、この未曾有の被害の実相を、明らかにし、それを後世に残すことはできない。

(2) 「原発事故による被侵害利益は何か」「被害の本質や実相は何か」について、一審原告ら代理人は探求し、主張・立証を重ねてきた。しかし、原判決は、被侵害利益に言及しておらず、あえてそれに対する判断を避けているように見える。しかし、本件原発事故によって制限されてきた各種権利は、いずれも日本国憲法が定める極めて重要な基本的人権である。人権の最後の砦という裁判所において、その判断を回避することは許されないはずである。甚大生・広汎性・継続性等の特徴を有する原発事故被害は、国民の各種人権を侵害するものであることを正面から捉えることが裁判所の役割であろう。本件原発事故被害の本質や実相を、裁判所が正面から認定してこそ、原発というエネルギーが、人類と本当に共存可能なエネルギーであるのか否かについて、国民や世界の人々に問う契機になるはずである。

(3) いわき市のようないわゆる「自主的避難等対象区域」と言われている地域住民も、非常に重要な憲法上の権利を侵害され続けている。そのことについて、原判決は、あえて判断を避けていると考えざるを得ない。しかし、そのような姿勢は、「憲法の解釈の誤り」どころか、憲法解釈の放棄であろう。

- (4) さらに、原判決は、いわゆる自主的避難等対象区域の一般の大人が受けた被害の期間について、2011（平成23）年12月末まで（冷温停止の月まで）とした。原判決は、不安や恐怖と日常生活の阻害による精神的損害が、法律上保護される利益の侵害にあたることを認め、その終期を「冷温停止宣言」とすることに、何ら合理的理由などない。また、本件原発事故により侵害された各人権規定の重要性に鑑みれば、この期間を越える継続的な権利侵害が認められるべきであったが、恐怖や不安の継続の認定も不十分であるし、故郷の損傷・変容や地域力の低下などの認定もなく、賠償の期間も短期間に留まっている。
- (5) また、原判決は、子どもや妊婦については、2012（平成24）年8月31日までを法律上保護される利益の侵害期間としたが、子どもや妊婦の放射性物質に対する感受性やその恐怖に鑑みれば、この期間に限定することは同様に不合理と言わざるを得ない。

2 故郷の損傷について

本件原発事故がいわき市民らにもたらした被害については、環境社会学者の関礼子立教大学教授が「ふるさと損傷」（以下、「ふるさと」を「故郷」と表記する。）の観点から、「故郷」が憲法上の権利の束の上に成り立っているものであり、本件原発事故によりこれらの権利が侵害されていることについて、以下のとおり、明快に分析している（別添資料1意見書（4）関意見書）。

いわき市は1966年の市町村合併によって生まれた、浜通りの広域多核都市である。合併前の地域のまとまりや文化、歴史が引き継がれてきたが、本件原発事故によって、人々の暮らしの共同性が損なわれ、傷つけられるという「故郷の損傷」被害が生じた。

「故郷」とは関係概念であり、「人と自然とのかかわり」「人と人とのつながり」「持続性・永続性」という要素が三位一体になったものである。したがって、「故郷損傷」は、良好な自然環境のなかで育まれた生活文化や社会関係資本（互酬的關係やネットワーク）、郷土の誇りやアイデンティティなどへのダメージを伴う。

自然や生態系は、人と自然とのかかわりのなかでつくられ、維持される。山林や田畑、川や海は、人々の生業の舞台であると同時に、生活に潤いや活力を与える自然資本ないし生態系資本である。まず、①人と自然のかかわりが損なわれることで、自然（生態系）資本が損なわれ、暮らし方・生き方が損なわれる。次に、②人と人との関係性に影響を与え、社会関係資本を損ない、人間関係や社会関係に影響を与え、③それらが後継者や後継ぎ不足、人口流出、交流人口の減少を招き、耕作地の放棄や伝統文化の損傷といった形で地域の持続性や永続性を損ない、景観や民俗、観光資源など地域資本（文化資本）を損なっていく。

これら生活における実損害である自然資本、社会関係資本、文化資本への被害の連鎖のなかに、平穏生活権をはじめとする権利侵害の判断要素が位置づけられる。「故郷」は、「かたち」にではなく「精神」にその本質を見いだし得るのであり、「自然と人間が結び人間たちが共有世界を守りながら生きる精神」へのダメージは、「故郷損傷」被害の根本である。換言すれば、「土地に根ざして生きる」という当たり前を可能にしていた諸権利を削られることが「故郷損傷」被害の内実である（以上、別添資料1意見書（4）関意見書8頁）。

このように「故郷」は、自然とかかわる暮らし、人とつながる暮らし、そのような暮らしが世代を更新しても続いていく場所であり、共同性であり、その土地に根ざした「生き方」にかかわるホリスティックな関係性を意味している。したがって、「故郷」は、その土地で生きてきた人々が時間と手間をかけて作り上げてきた、いわば無形の「資産」である。土地に根ざして生きることは、平穏生活権や家族の権利、幸福追求権や平和的生存権、人格権や環境権など、日本国憲法上の権利から国際的に認められている権利、生成途上にある権利など、権利の束のうえに成り立っている。「私」が家族とともに、親族が近くにいるこの土地で、田畑や家庭菜園をつくり、職場の友人と語らい、釣りや山菜取りを楽しみながら生活している、その「私の生活」が本件原発事故によって削がれたことが「故郷損傷」であり、そのことで侵害されているのが権利の束としての「土地に根ざし

て生きる権利」なのである（以上、意見書（４） 関意見書９頁～１０頁）。

3 被侵害利益の重要性

(1) 本件原発事故は、上記の「故郷損傷」をいわき市民にもたらした。こうした害の被侵害利益は、一審原告らがこれまでも主張してきたように、「包括的生活利益としての平穏生活権」（包括的平穏生活権）と解するのが適切である。これは、地域において平穏な日常生活を送ることができる生活利益そのもの、すなわち「包括的生活利益」であって、生存権、身体的・精神的人格権（後述の「身体権に接続した平穏生活権」も含む。）および財産権によって法的保護を基礎づけられるものであり、そのような包括的生活利益を享受する権利である（淡路剛久『包括的生活利益』の侵害と損害」、甲C第10号証）。

そして、本件原発事故によりもたらされた「地域生活の毀損」（地域力の低下）とは、まさにこの包括的生活利益（地域生活利益）を提供する機能が毀損・低下し、そうした利益を享受する権利が侵害されている状況である。

(2) この包括的生活利益としての平穏生活権には、「身体権に接続した平穏生活権」を内包している。これは、身体権そのものが侵害されたのではないが、身体・生命に対する侵害の高度な危険が認められ、これが精神的な平穏を害するという意味における人格権（平穏生活権）の侵害である。本件原発事故においては、「強い被ばくリスク不安」及び「予防的行動規制」という損害において、この身体権に接続した平穏生活権が顕著に侵害されている。

(3) こうした身体権に接続した平穏生活権、及びこれを包摂する包括的生活利益としての平穏生活権は、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」とする憲法13条を根拠に求めることができると解される。そしてまた、包括的生活利益は、生存権、身体権、精神的自由、財産権、居住移転の自由などの人格的生存に不可欠な権利・利益を包摂しているものであるから、これらの各人権を内包するものである（甲

C3 淡路意見書・甲 C10 淡路剛久 『包括的生活利益』の侵害と損害」参照)。

(4) 以上のような被害の発生と権利法益の侵害を、本件原発事故からの時間的な経過に沿って整理すれば以下のとおりである。

① 第1期

本件事故直後から数週間の時期は、一審原告らは、放射線被ばくによる身体的侵襲を被るのではないかという強い不安と、さらには第一原発における原子炉の相次ぐ爆発を目の当たりにして、さらなる致命的な事態が生じるのではないかという恐怖感を抱いた。まさに「死の恐怖」と表現されるような、身体・生命に直結した平穩生活権の侵害であった。

② 第2期

事故発生後数週間からおよそ2年後までの時期は、第1期に引き続き、放射線被ばくによる健康被害について深刻な危惧感を抱きながら生活するという、生命身体に接続する平穩生活権侵害が継続している。さらに、そのような被ばくによる健康被害の危険を避けるために、地域全体で、様々な場面において、顕著な予防的行動規制、行動抑制がなされるという状況が生じ、長期化・継続化していった。これらの事態は、住民の日常生活の全般にわたって、複合的・包括的な包括的生活利益としての平穩生活権に対する侵害をもたらした。

③ 第3期

本件原発事故の発生2年後の時期以降（第3の段階）には、時間の経過による空間放射線量の低下や、情報提供の増加により、第1期、第2期のような生命身体に対する影響への強い危惧感は徐々に低下していったが、そうした不安感や危惧感が全く無くなった訳ではなく、引き続き、将来に向けての長期的な不安感はなお継続している。そして、むしろそうした不安感の長期化・固定化という状況が続くことで、予防的行動規制が固定的に常態化し、地域全体に様々な影響が現れていったことが特徴である。こ

これらの多様な影響は、相互に関連し合って重層的な被害を及ぼし、そのような中で、被ばく不安が住民にもたらした行動・活動の規制・抑制は、地域の分断とともに、「地域力の低下」、「生活の質の低下」という、地域全体に対する長期的な影響をもたらした。すなわち地域生活の毀損である。このような地域全体が受けた影響と変容によって、地域で生活する上告人ら住民は、様々な場面で、地域生活の毀損による有形・無形の損害を受け、これに伴う人格発展の阻害や、精神的充足感の喪失などの精神的苦痛が続いているのである。

以下では、一審原告らいわき市民が上記のとおり侵害されてきた人権の内容について細分化して詳述する。

4 幸福追求権（憲法13条）・生存権（同25条）・居住移転の自由（同22条）・財産権（同29条）の侵害

（1）本件事故による人権侵害

憲法第13条は「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」として、幸福追求権を保障している。「生命、自由及び幸福追求」の内容は様々であるが、放射性物質による死の恐怖を受けない平穏な日常生活を送る権利は当然のこととして、継続的な放射線被ばくの恐怖や不安を受けない権利や、行動の制限を受けることなく自由に行動する権利、さらには、放射性物質により、地域が大きく損傷され変容してしまうことなく、地域生活を送る権利や、放射性物質による地域力の低下を避けることなども、この幸福追求権の内容に含まれるであろう。

同様に憲法22条は「何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する」と定める。当然、ここには、自ら選択する場所に居住し、事実上の避難も含め、避難を強制されない権利も含まれるであろう。

また、憲法25条は「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む

権利を有する」と規定する。放射性物質が存在するのではないかとの恐怖や不安の中で生活を余儀なくされることは、到底「健康で文化的な最低限度の生活」とは言えない。

憲法29条は「財産権はこれを侵してはならない」と規定する。農業・漁業等の第一次産業への深刻な被害の継続、観光業などへの不可逆的被害は、まさに各自の財産権の侵害である。

これら深刻な人権侵害の内容をなす被害の実相は以下のとおりである。

(2) 被害の実相～本件原発事故直後の時期

いわき市と同じ浜通り地方内で起こった未曾有の本件原発事故により、いわき市内の住民らは、放射能の拡散という未だ経験の無い、現実とは思えない事態に遭遇した。いわき市から、逃げられる人はすべて逃げたとと言っても過言では無かった。後にいわき市で行ったアンケート調査によれば、いわき市民の約6割が避難を実行したのである（甲 A276、原判決29頁～30頁）。明らかに他の地域（中通り地域など）とは異なり、非常に高い割合である。当時、いわき支部の裁判所や検察庁さえも閉庁となったのである。放射性物質は目には見えず、測定もできず、当時は、付近住民の大多数が放射線について十分な知識や情報を持っていなかった。風が怖く、雨が怖く、外の空気を吸うことさえ怖かったのである。

子どもと母親と一緒に避難し、父親と高齢者は地元ないし県内に残るという「家族分離」の事態が生じてしまうのも、自主避難等対象区域の特徴であった。数多くの家族が引き裂かれ、「家族とともに暮らす」という当然の権利（幸福追求権、居住・移転の自由）も侵害され続けたのである。福島県の人口を見ると、短期間のうちに202万人台から198万人台にまで減少してしまった。これらの減少分は、住民票を移して転出したことが分かっている者のみの数字であり、住民票を残したままの避難者は含まれていない。人口の流出は、この地で生活している人にとっても、不安を感じる事態である。避難を継続するか、帰還す

るかの選択を巡る分断は、住民の対立を助長してしまう。一部が危険と感じて避難を続ける中で、この程度の放射性物質では危険はないはずであると信ずる住民もあり、放射性物質の危険性について、輾轢などを避けるため、あえて放射性物質の危険性について、あえて話題を避けるという心理を事実上強制されるのである。

(3) 被害の実相～地域生活（故郷）の損傷、変容

いわき市のような自主的避難等対象区域であっても、本件原発事故により日常生活が大きく変容してしまった。いわき市を含む福島県「浜通り地方」では、風評被害の継続が著しく、第一次産業や観光業などを中心に被害の回復に至っていない。また、中山間地域では、山の除染が一切行われていないことから、山の幸（キノコや山菜、川魚など）の恩恵を受けて来た穏やかで豊かな生活が一変してしまっている。

本来豊かな自然の中で伸び伸びと成長すべき子ども達らの生活も、大きく制限され続けている。いわき市のように、大量の強制避難者の受け入れ地域による被害も無視できない。

さらに、放射性物質による被害は、その恐怖や不安が継続するがゆえに必然的に人の行動を制限し、その制限を通じて各種の損害が継続するという特徴を有する。また、放射性物質は五感に感じないゆえに必然的に危険性についての評価の違いを生み、人の心に輾轢・分断を生じさせる。原発事故は、大量の避難者を伴うゆえに、避難先での輾轢・分断を生んだ。

このように本件原発事故によって一審原告らが受けた被害は、①被ばくリスクへの不安、②不安に起因する予防的な行動規制・抑制、③これらによってもたらされた地域社会（地域生活）の毀損（地域力の低下）である。

これらの被害が多様な分野において広範に広がり、生活のあらゆる場面において複雑に関連し絡みあいながら全面的に影響をもたらしており、さらに長期化しているのである。このような多様な被害が相互に影響し、関連し合っている

ることが、被害を一層複雑にし、深刻にしているのであり、そうした被害の実態を包括的に把握し、評価する必要がある。

分析すれば以下のとおりである。

① 被ばくリスク不安

本件原発事故が一審原告らいわき市民にもたらした損害の根本は、いわき市の全域にもたらされた放射能汚染である。地域全体に高レベルの放射性物質が拡散したことにより、いわき市民は長期間にわたって、一定の放射線被ばくに晒されることになった。一審原告ら住民たちは、この長期的な放射線被ばくによる生命・健康に対する侵害のリスクについて、強い不安を抱いている。このような不安を抱かずに平穩に生活する権利も、憲法13条により保障された権利である。

② 予防的行動規制・抑制

このような強い被ばくリスク不安は、それ自体が一審原告ら住民に精神的苦痛を与えているが、そうした精神的損害のみならず、住民らはこのようなリスク不安の故に、日常生活の様々な場面で、自由な行動を自己規制・抑制せざるを得なくなった。被ばくによる健康リスクを少しでも軽減したいという、予防的な萎縮効果である。従って、そうした自主規制自体が不本意な自由の制約である。さらにはこうした予防的行動規制・抑制は、地域における住民の日常生活と様々な活動を阻害し、大きな支障を及ぼすことになった。すなわち、被ばくリスクを回避するための行動規制・抑制は、その反面で、様々な価値や権利の実現を損なうことを意味している。それは、個人の私的な生活・行動という場面だけではなく、職場や近隣関係、さらにはいわき市全体における生産や流通、消費等の経済活動、あるいは教育や保育の場における健全な知育・体育活動の制約など、あらゆる場面において大きな制約を課すものとなり、これによる有形無形の損害が、広範かつ重層的に生じることになった。このような自由な行動の制約は、憲法13条及び憲法22条(居

住移転の自由)を不当に制約するものである。

③ 地域生活(故郷)の損傷・変容、地域力の低下

以上のような環境破壊(放射能汚染)がもたらした被ばくリスク不安と、予防的行動規制は、住民の一人ひとりが受けた被害であるとともに、いわき市という地域全体の機能に、大きな影響と変容をもたらした。地域社会における人々の生活は、個々人を基礎にしつつ、近隣との関係、職場における関係、さらには地域全体における生産や流通などの経済活動にいたるまで、地域での平穏な日常生活を送ることを可能にする諸機能(地域生活利益を提供する機能)によって可能となっている。この住民が必要とする地域生活利益を提供する機能が、被ばくリスク不安と予防的行動規制・抑制、さらには被ばく地域を取り巻く社会的・経済的な否定的評価などの状況の変化によって、大きく損なわれ、機能不全に陥った。地域の産業は、地域全体の放射能汚染により、農業・漁業などの一次産業はもとより、これらの衰退によって広範な産業全般における経済活動が深刻な打撃を受けることになった。さらに、こうした産業・経済の停滞や地域イメージの悪化は、社会的差別や人材の流出などを含めて、地域に重大な影響を与えた。これらは相互に関連・影響し合って、重層的な被害となり、地域における生活の質の低下、あるいは「地域力の低下」とも言いうる、地域生活(地域社会)の毀損・損傷による包括的な有形無形の影響と変容を、地域全体にもたらしたのである。

また、いわき市は避難指示区域から大量の避難者が流入した、強制避難者の最大の受け入れ地域である。これによるいわき市内の居住人口の急激な増大のために、市民生活の様々な場面で支障が生じた。すなわち、いわき市民によって形成・維持されてきた地域の社会資源を、突然に避難者と分かち合うことになり、需要と供給のバランスが崩れたために、ガソリンや食品など生活必需品の流通、不動産市場、医療の提供、交通インフラの容量など様々な場面で、不足や遅延などの支障が生じたのである。これも、本件事故がも

たらした地域生活の損傷の1つである。

このような地域力の低下というべき、地域に対する深刻な影響は、当然、当該地域に居住する住民らに対する、重大な被害を招来することになる。地域力の低下がもたらす地域の機能低下は、そこで生活する住民に対して、様々な場面で有形・無形の損害を与える。さらには、これに伴う人格発展の阻害や、精神的充足感の喪失による精神的苦痛は著しい。

生活する全ての住民はその影響により、経済的・社会的・精神的な様々な関係において被害を生じ、地域生活利益を享受する権利・利益を侵害されるという深刻な損害を被っている。その実体は、有形無形の財産的損害のみならず、人格的発展の阻害、精神的な充足感の喪失など、精神的な打撃も深刻である。

(4) 被害の継続期間について

原判決は、一審原告らのうち一般の大人が受けた被害の期間について、2011（平成23）年12月末まで（冷温停止の月まで）とし、ここまでは、不安や恐怖と日常生活の阻害による精神的損害が、法律上保護される利益の侵害にあたりと認めた。しかし、本件原発事故により侵害された上記権利・利益の重要性に鑑みれば、この期間を越える継続的な権利侵害が認められるべきである。

また、原判決は、子どもや妊婦については、2012（平成24）年8月31日までを法律上保護される利益の侵害期間としたが、子どもや妊婦の放射性物質に対する感受性やその恐怖に鑑みれば、この期間に限定することは不合理と言わざるを得ない。

5 平和的生存権（憲法前文）

- (1) 日本国憲法前文には「…われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思う。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、

平和のうちに生存する権利を有することを確認する」とある。ここで謳われている権利は「平和的生存権」と呼ばれている人権である。

(2) 確かに、本件原発事故は戦争ではない。しかし、当時の菅直人首相が言っているように、福島第一原発から半径 250 キロの範囲が避難区域になる可能性もあったのである。首都圏全部、3 千万人が避難となれば、日本が社会的に機能しない事態、国として成り立たない状況にある瀬戸際であったのである。戦争に比肩するほどの大きな被害であったことは明らかであろう。放射能（放射性物質）の恐怖は、広島および長崎への原爆投下や第五福竜丸の被害等を知っている日本人にとっては特別の恐怖であったのである。

(3) 原発事故による放射能（放射性物質）の被害は、外部に放出されることにより、長期にわたる被害として続く。そして、その放射能汚染は、特異なストレスを社会に与え続ける。放射性物質は、見えないし、聞こえないし、臭いもしないし、温度も感じないなど、五感には感じない被害である。生活圏のどこに、どれだけの放射性物質が存在するかは、適切な数値を測定できる正確なガイガーカウンターを持っており、それで適切に測定がなければ認知することが出来ない。五感に感じない、得体のしれない放射性物質という存在は、人々を耐えがたい不安な心理に追いやるのである。しかも、低レベルの放射線がどんな健康被害を及ぼすかについては定まった知見があるものではない。年間 100 ミリシーベルトに及べば約 0.5% 程度ガンの発生がふえることは確認されているが、それ以下の場合、他のさまざまなガン誘発要因と区別がつかない。そのため、意見の対立が生じてしまうのである。

(4) 可能であれば、被害予測が不確実なら、予防原則の考え方から、危険であると考え、予防的な対応をする、すなわち「自主避難」というのが、一般的合理的な人間としての行動であろう。しかし、補償も無く、避難場所も指定されず、膨大な数の人間が、長期に渡り、避難・移住ということは不可能である。元の生活圏を離れることは、多くのものを犠牲にしなければならない。そのた

め、恐怖はあっても、一定の被曝許容量の中で生活することを受け入れなければならない。すなわち、「放射能と折り合う」ことを強制されるのである。

(5) 被曝許容量がどの程度であるか、どこまで危険なのかというリスクコミュニケーションにも困難な問題が生じる。政府や東電からの安全論を聞いても、容易に安全・安心と考えることは出来ない。加害者側である政府や東電からの情報の信頼性が地に墜ちていることから、その情報自体に被害者らは疑心暗鬼の心理状態になることは、一般人・通常人にとって、当然のことであろう。

(6) 「平和的生存権は、現代において憲法の保障する基本的人権が平和の基盤なしには存立し得ないことからして、全ての基本的人権の基礎にあつてその享有を可能ならしめる基底的権利であるということができ、単に憲法の基本的精神や理念を表明したに留まるものではない」(名古屋高等裁判所平成20年4月17日自衛隊のイラク派兵差止等請求控訴事件判決) であり、人権の一つである。平和的生存権においては「戦争と軍備及び戦争準備によって破壊されたり、侵害ないし抑制されることなく、恐怖と欠乏を免れて平和のうちに生存し、また、そのように平和な国と世界をつくり出していくことのできる核時代の自然権の本質をもつ基本的人権である。」などともいわれるように、放射能の恐怖から免れ、平和のうちに生存する権利があると言える。

本件原発事故は、一審原告らをはじめ被害者たちをして、常に、放射能と向き合い、それを回避しながら、生活することを余儀なくしてきたのである。まさに、放射能から逃れ、平和のうちに生活する権利が侵害され続けてきたのである。

6 教育を受ける権利 (憲法26条)

(1) 憲法第26条は「すべて国民は、法律の定めるところによりその能力に応じて等しく教育を受ける権利を有する」と定める。いわゆる自主避難とは、教育を受ける権利を回復するために、仕方なく選択したものと言えるであろう。事実、福島県からは、小中学生・園児約21万人のうち、約8%の小中学生・園児

- が転校・転園してしまっている。
- (2) 本来、自然豊かないわき市では、子供たちは、放射性物質の心配などせず、いわき市の恵まれた自然環境の中で伸び伸びと成長していく機会を当然に享受できたはずであった。日常的に、外で遊び、花を摘み、虫を捕まえ、木の実を食べ、魚を捕まえるなどして、子供らしい生活を送る機会が当然に享受できたはずであった。ところが、いわき市の子ども達は、相当期間、多かれ少なかれ外遊びを制限され、自然からの恵みを享受することを制限せざるを得ない期間が続いた。
- (3) 子供たちは、外遊びが制限され、ストレスを溜めているばかりか、体力的にも衰えが見られる。福島の子どもたちの運動不足、肥満傾向、体力低下などの統計結果も広く報道され、子どもの成長を心配しながら子育てしなければならない親達は、より一層、「この地で育てることが良いか・・・」と心配は尽きない状態である。
- (4) 子ども達の将来の健康に対する不安ばかりでなく、他の地域から「福島出身」であることにより差別されないか、子どもが、将来、結婚する際、「福島出身」であることで何らかの支障が生ずるのではないかなど、心配は尽きない。
- (5) 都会で暮らしている子どもたちや孫たちも、本来ならば、毎年、福島の自然を楽しみに帰省していたのである。ところが、原発事故後は、容易に帰って来ず、多くのいわき市の祖父母は、寂しい老後を過ごしている。
- (6) 子ども達の自主避難を巡り、家族内で対立が生じやすく、また、子どもが避難してしまうと、家族が分離し、家族間に重苦しいストレスがのしかかっているのが通常である。学校や幼稚園・保育園でも、友人が、一人、二人と転校・転園していくことを当たりになると、保護者子どもには強い不安が生ずるのである。
- (7) 学校の通常の授業や活動も出来ない状態が、少なくとも2～3年は続いた。園庭や校庭での活動、土を使った実験や野外活動、プールの授業など、子ども

の子どもらしい、自然の中での生活、教育の機会が侵害され続けてきたのである。

7 平等原則違反

- (1) 憲法14条1項は「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」と規定する。「不合理な差別」に該当すれば、それは、平等原則違反となり、違法である。
- (2) 原発は、国策民営の事業である。本件原発事故による賠償金のほぼすべては、国が、廃炉等支援機構を通じて東電に貸し付けている。住居確保損害や営業損害の終期という重要な賠償基準が、経済産業省の主導で決められているように、まさに、賠償の領域においても「国策民営」で行われている。東電の背後にいる国は、各被害者に対し、賠償の面でも平等な取り扱いをしなければならず、不合理な差別は違法となる。
- (3) 現在の賠償の実務は、基本的に政府による避難指示の有無により区別している。これまで、東電は、自主的避難対象区域の被害者に対しては、極めて低額の賠償しか行われていない。そもそも避難指示区域区分と精神的被害の範囲とが一致するはずもないが、賠償の実務は、政府の避難指示の有無により、画一的かつ形式的に賠償がなされてきたのである。その結果、わずかな距離の違いで賠償に大きな格差が生じている。
- (4) いわゆる「自主避難者」の場合、政府の避難指示を受けて避難した場合と、恐怖や不安のもと、事実上避難を余儀なくされた者との間で、本質的な違いはない。過酷避難を余儀なくされたのも、日常生活が阻害されたことも、故郷が損傷し変容してしまったことも、自主的避難等対象区域も、程度の差はあっても同様である。国の主導のもと、何十倍という賠償の差異を設けることは、まさに不合理な差別に他ならない。
- (5) 一番原告らいわき市民も、事実上の避難を余儀なくされた。情報も無い中、

避難先も指定されず、着の身着のままで避難せざるを得なかった過酷な避難は、いわき市も同様であった。原発の爆発という日本において過去に例の無い未曾有の事態に接し、周辺住民が避難せざるを得ない精神状態に置かれたことは、避難区域であっても、自主的避難等対象区域であっても全く同じである。国からの避難指示による場合と、放射性物質を恐れ、避難せざるを得ない精神状態に置かれ避難した場合とで、本質的相違があるはずがない。

- (6) 事実、2014（平成26）年11月に公表されたいわき市の「原子力災害時の避難等に関する市民アンケート調査報告書」（甲A276）によれば、当初、屋内退避したのは、いわき市民全体の実に54パーセント、久之浜・大久地区など避難対象区域に至っては、82パーセントの住民が屋内退避を実施している（甲A276・16頁）。また、いわき市全体において、原発事故を受け、家族が全員で避難した世帯が40パーセント、家族の一部が避難した世帯が17パーセントであり、併せて、約6割の住民が実際に避難を実施しているのである。これは、他の福島県内の他の地域と比較しても、著しく多い値である。とうほう地域総合研究所の機関誌「福島の進路」（甲A708の7）では、2012（平成24）年8月に、「福島県内における自主避難の現状— 自主避難の現状に関するアンケート調査結果 —」を公表しているが、「一時的に県外に自主避難したことがある」の回答割合は、「いわき地域」が51.9%（28人／54人）と最も高く、「県外への自主避難」「県内への自主避難」「長期休暇に自主避難」のいずれかを回答した割合は、「相双地域」が70.0%（14人／20人）に次いで、「いわき地域」68.5%（37人／54人）と高かった。他方、後日、線量が比較的高いことが分かった「県北地域」では、避難を実施した割合が38.7%（65人／168人）に留まることを考えると、いかに、浜通りの「相双地域」と「いわき地域」、すなわち、浜通り地方が、事故当初において混乱状態に陥っていたかが分かる。このように、「避難を余儀なくされた慰謝料」は、決して避難指示を受けたことによって発生したものばかりではなく、

事実上、避難を余儀なくされたいわき市民のような場合であっても、同様の慰謝料が発生するはずである。

(7) 自主的避難等対象区域についても、程度の差はあれ、本件原発事故により地域生活を損傷されたことは間違いない。いわき市では、①一時避難実行者や滞在者も、放射性物質による影響をできる限り避けようと本来の自由な行動を抑制すること余儀なくされ、②第一次産業、観光業などを中心に、避難指示による被害・風評被害が長期に続くことで、地域力が低下した中での生活の継続を余儀なくされ、③さらには、強制避難者の受け入れ側として、限られたインフラが大量の避難者の流入のために妨げられ、輻輳が生ずるなど、様々な点から、本件原発事故に起因して地域生活を損傷され、故郷の損傷・変容が生じた。この故郷の損傷・変容による慰謝料が認定される範囲は、強制避難区域に留まらないはずである。

(8) 一審原告らいわき市民も、「生命身体を危険に曝されているのではないかと不安による精神的苦痛」を受けてきた。被ばくリスクに対する強い不安は、それ自体が住民に精神的な苦痛を与えているが、そうした被害のみならず、住民らはそのようなリスク不安の故に、日常生活における様々な場面で、自由な行動の不本意な自己規制（抑制）をせざるを得なくなるという予防的行動規制・抑制をせざるを得なくなった。水道水を飲まない、洗濯物を外に干さない、夏でも長袖の服装で外出する、地元産の野菜や水産物などを食べない、山歩きや公園など野外での活動をしない、山菜など自然の恩恵を採取し消費する行動をしない、家庭菜園での栽培や収穫などをしないなどである。いわき市民は、このような被害を受け続けているが、「生命身体を危険に曝されているのではないかと不安による精神的苦痛」の対象外に置かれている。

(9) いわき市のように市民の過半数が避難を実行する中で、被ばくの危険性を恐れながらも、仕事や避難先が無い、ガソリンが無い、避難するだけのお金が無いなどの理由で、避難したくても出来ない人が数多くいた事実も忘れてはなら

ない。公務員やライフラインを支える産業（食料品店、病院、薬局、福祉施設、水道工事業者など）の従事者などは、放射性物質が迫る恐怖の中で、できる限り被ばく避けながら生活を余儀なくされたのである。市民の過半数が避難を実行してしまい、ゴーストタウン化してしまったいわき市に留まり、避難弱者などをケアしなければならなかった人もいる。その期間の精神的慰謝料は、避難継続慰謝料と同様の被害を受けたと評価できるだろう。

第5 理由不備（終期を冷温停止宣言時期としたことについての理由不備）

1 損害認定に関する原判決の内容

原判決は、一般の大人の損害について、「平成23年3月11日の本件事故後平成23年12月31日までの不安や恐怖と日常生活の阻害による精神的損害が、法律上保護される利益の侵害にあたる」と認めるのが相当である。」（31頁）とする。

そして、その損害の根拠として以下のように説明している。

① 事故直後の損害（29～30頁）

3月14日と15日の大量の放射性物質の拡散と水道水からの放射性ヨウ素や放射性セシウムなどの放射性物質の検出などから、事故直後において「いわき市民が、放射線被ばくによる生命・身体の危険に直面し、極めて強い恐怖心を持った」とし、「いわき市内の全域のコンビニエンスストアが閉店し、道路も通行止めとなり、ガソリン等の燃料の供給も停止し、バスなどの公共交通機関も運行を停止し、いわき市の社会的な機能のほとんどが一時失われ、日常の生活や活動が著しく阻害され」、「いわき市民の約6割が避難したと考えていることは、それほど不自然ではな（く）」、「政府の避難指示がなくても、実際に避難を余儀なくされた」と認められる。」としている。

② 事故直後以降の損害（30頁）

「空間放射線量は、その後低下し、低線量被ばくの指標水準を概ね下回るようになった」として空間放射線量自体は消極に評価しつつ、「土壌汚染の継続」と「食品の出荷制限の継続」という被害事実を認定した。

③ 本件事故の重大性（30頁）

「本件事故は、原子炉が炉心溶融を起こして原子力発電所が水素爆発し、大量の放射性物質が放出されたという過去に例のない深刻な事故であり、これにより地域の経済社会活動に重大な損害をもたらしたばかりでなく、いわき市の住民の多くが一時避難するという歴史上かつてない社会の混乱を生じさせた重大な事故である。」

④ 被告東電の責任の悪質性（30頁）

「被告東電は、平成14年7月の長期評価の公表後……対策を講じていれば相当程度高い可能性をもって防ぐことができたはずの本件事故を発生させたのである。」

「本件事故の際と同程度の津波が到来し、浸水により電源設備が機能を喪失して重大な原発事故が発生することを具体的危険として認識しながら、経営上の判断を優先させ、原発事故を未然に防止すべき原子力発電事業者の責務を自覚せず、周辺住民の生命身体の安全や環境をないがしろにしてきたというほかない」

⑤ 損害発生・継続に関するまとめ（31頁）

「原子力発電所における原子炉の炉心溶融と水素爆発による大量の放射性物質の拡散という重大な事故により、放射線被害の具体的な危険に直面し」「自主的避難を余儀なくされた原告は住み慣れた自宅や地域から離れ、不便な避難生活を送ることを余儀なくされた上」「先の見通しのつかない不安や知覚できない放射線被曝に対する恐怖や不安、これに伴う行動の制約や、自然や社会の環境の変化等により、事故前の平穏な日常生活を奪われ」「著しい精神的苦痛を被ったものと言える。」

⑥ 損害の終期（31頁）

「平成23年12月26日に政府の原子力災害対策本部から、放射性物質の放出が管理され、冷温停止の状態となっているとの判断が示されていることなど」から「一般の大人については、平成23年3月11日の本件事故後平成23年12月31日までの不安や恐怖と日常生活の阻害による精神的損害が、法律上保護される利益の侵害にあたることを認めるのが相当である」

⑦ 子供と妊婦の特殊性

「18歳以下の子供と妊婦については、放射線への感受性が高く、日常生活の阻害の程度も大きいことから、その後さらに不安や恐怖が軽減し、日常生活の阻害が解消されるのに相当の期間が経過したといえる平成24年8月31日までの精神的損害が、法律上保護される利益の侵害にあたることを評価するのが相当である。」

2 損害の終期に関する理由説明の不備

(1) 上記のとおり、原判決は、損害が「発生」した根拠として、事故直後の大量の放射性物質の拡散等により、いわき市民が放射線被ばくによる生命・身体の危険に直面し、極めて強い恐怖心をもったことなどを挙げる。

そして、その損害が「継続」した根拠として、「土壌汚染の継続」と「食品の出荷制限の継続」をあげる。

なお、原判決は、上記とは別に、本件事故の重大性と被告東電の責任の悪質性も挙げるが、これらは損害の「期間」を根拠づけるものとはならない。そのうえで、原判決は、損害が「終息」した根拠として、「政府の冷温停止宣言」を挙げているものである。

(2) 上記判示内容のうち、損害が「発生」し、「継続」したことは論理的には繋がる。しかし、その「終息」の根拠と挙げる「政府の冷温停止宣言」は、特に損害「継続」の根拠事実を全く否定するものではないため、論理的に間違った内容となっている。

「政府の冷温停止宣言」は、言い換えれば「追加的な汚染の可能性がなくなったこと宣言した」に過ぎない。つまり、冷温停止宣言は、「これまで拡散した」大量の放射性物質がなくなることを意味せず、「土壌汚染の継続」を全く否定する事実とはならないものである。

その結果、冷温停止宣言が出されても、いわき市民の「汚染下での生活」は継続し、それによる不安や行動規制も変わらないものである（別添資料1 意見書（4） 関意見書3頁～4頁）。

また、「食品の出荷制限」についても、それは数値という指標により行われているものであり、「冷温停止宣言」とは全く次元の異なるものである。

(3) したがって、原判決には、損害が「継続」した根拠としてあげる「土壌汚染の継続」と「食品の出荷制限の継続」を否定する事実が何一つ記載されていない以上、論理的に破綻しており、明確な理由不備にあたるというべきである。

第6 国の悪質性と憲法17条違反

1 一部請求

一審原告らと東電との間の本件訴訟は、原判決をもって確定した。しかしながら、本件事故により一審原告らが受けた精神的損害及び無形の損害を回復すべき慰謝料は、上記確定した原判決の認容額を大きく上回るものである。そして、本件事故を招いた最大の原因は、以下のとおり、国が事業者の虜となり、適時適切に規制権限を行使しなかったところにある。それゆえ、一審原告らは、一審原告らが受けた損害のうち、東電との関係で確定した慰謝料の額を控除した残額については国が賠償すべきであるとして、本上告審にてその一部を請求しているものである。

2 国の悪質性

原判決は、「経済産業省の機関である原子力安全・保安院の原子力発電安全審査課耐震班の川原修司班長ら担当者が、長期評価の公表直後、2002（平成14）

年8月5日、被告東電の担当者に対し、福島県沖から茨城県沖でも津波地震が起これと考えて、福島県沖から茨城県沖に波源を移動させて、津波評価技術に基づいて想定される津波高の計算を行い、福島第一原発の安全性を確認するべきではないかと主張し、長期評価に基づく津波計算を行うよう促したのに対し、被告東電の担当者は、長期評価に基づく津波計算をすること自体を拒否し、保安院の担当者は、被告東電に対し、長期評価に基づく津波計算をすること自体を拒否し、保安院の担当者は、被告東電に対し、長期評価に基づく津波の計算をすることをそれ以上求めなかった」(原判決19頁)事実を認定している。

さらに、「経済産業大臣が規制権限を行使しなかった不作為は、その規制権限を定めた法令の趣旨、目的や、その権限の性質等からみると、津波による浸水を防止するため原子炉施設を技術基準に適合させることは炉心溶融に至る原子力発電所の重大事故を防ぎ、地域住民の生命身体に対する重大な危険が生じないようにするための重大な権限であり、原子力基本法の基本方針である原子力利用の安全の確保のため、電気事業法に基づき、運転中の原子力発電所の施設を規制することにより公共の安全を確保する権限がもっぱら経済産業大臣に委ねられていたことからすれば、極めて重大な義務違反であることは明らかである」(原判決25頁)と厳しく非難している。

こうした原判決の指摘からすれば、国は、国策として原発推進政策をとってきた一方、原発推進の障害となりかねない安全規制を、実質的には意図的にサボタージュしてきたと言いうるものである。このことが本件原発事故の原因であることは、政府事故調報告書も、国会事故調報告書も痛恨事として記述されている。しかも、国会事故調査報告書(甲A第1号証520頁)にても「事業者の「虜」となってしまう」と指摘されているように、国は、本来定められた安全規制を事業者には遵守させなければいけなかったにもかかわらず、電気事業者に隷属して安全規制をおろそかにしたまま、原発を稼働させ続けてきた。原子力安全規制が空洞化し、機能してこなかったことこそが本件原発事故の原因である(別添資料1意見

書（6）長谷川意見書参照）。

かかる国の悪質性に鑑みれば、国は、自らの規制権限不行使にかかる注意義務違反により本件原発事故を防げなかった独自の法的責任があるというべきであって、原子力事業の事故の犠牲を被った被害者に対し、国独自の過失責任として慰謝料を支払う義務を負うべきである。そして、不可逆的な危険性をもつ核を扱う原子力発電事業を国策として推し進めてきた末に、国の重大な義務違反により被害を与えた被害者に対して支払うべき慰謝料の額は、東電が賠償すべき慰謝料の額（原判決の認定額を超えた額である。）を大きく超えるものである。

3 我妻榮教授の見解

原賠法立法に携わった我妻榮教授は、次のように指摘している。

「日本政府が新たなエネルギーの利用のために原子力産業の発達をはかるとい
う方針を確立したことは、この大きな危険を包蔵するものを日本の発展のために
利用しようとしたことであるから、それから生ずることのある損害はすべて
国がその責任において補償し、いかなる場合にも、いかなる人に対しても補償が
与えられないという状態を絶対に生じさせないという基本方針をまず宣明すべき
である。そして、しかる後に、一定の場合に国から原子力事業者に対して求償を
行うことによって事業者の責任と国の負担との調和をはかることを考えるべきで
ある。原子力損害を事業者と国との共同連帯の精神によって賠償するという姿勢
を採るべきである。

原子力利用という全く前例のない事例については、たとえこれを私企業として
その経営を許すとしても、一方で国がその施設と運営に対して厳重な監督を加え
るとともに、他方で、それによって第三者に損害を生じた場合には第一次的責任
者として賠償義務を負うことは、決して不合理ではない。」

我妻教授の不法行為法指導原理は、「法律の指導原理が個人の自由を保障する
ことをもって最高の理想となさず、社会協同生活の全体的向上をもつて理想とな
すに及んでは、不法行為は社会に生ずる損害の公平妥当なる負担分配を図る制度

と考えられる」というものであり、こうした見解は、戦後の不法行為法学をリードした。

上記の、国は、原子力事故について原子力事業者との共同連帯責任を負い、被害者に対し第一次的責任者として賠償義務を負うとする考えは、まさに、損害の公平かつ妥当な分担をはかるという不法行為制度の趣旨からすればもっともなものである（以上、「小柳春一郎 原子力損害賠償制度の成立と展開 210 頁参照」）。

本件事故は、国が事故の法的責任を負い、これに基づき第一次責任者として被害者への賠償義務を負うべき重大な事故であり、国が法的責任を負わない限り、正義に悖るといわねばならない。

4 憲法 17 条違反

それにもかかわらず、論理破綻をきたしてまで国の法的責任を否定した原判決の判断は、不当な行政権行使により被害を被った被害者の保護を目的とした憲法 17 条（国賠法 1 条 1 項）に違反するものである。

以 上